

事務連絡
令和2年3月10日

各都道府県 子ども・子育て支援交付金 ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - 」に係る
令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - 」がとりまとめられたところです。

当該緊急対応策に係る子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正については、本日付で通知したところですが、変更交付申請手続等について、下記のとおり御連絡いたしますので、貴管内市町村(特別区を含む。)に対して御連絡いただくとともに、手続等について遺漏無きようお願いいたします(国庫負担割合 10/10)。

記

1. 交付要綱の改正の内容

新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の(1)~(3)の特例措置を創設。

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位
当たり日額) 10,200円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2
日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための経
費を補助

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支
援の単位当たり日額) 20,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2
日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための人
材確保等に要する経費を補助

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（1支援の単位当たり日額） 36,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助

当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業（1支援の単位当たり日額） 26,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助

当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業（1支援の単位当たり日額） 6,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり日額） 6,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業（1支援の単位当たり日額） 12,000円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助

（2）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算（1人当たり日額） 6,400円

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミ

リー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助
1時間当たり利用料は800円を上限

- (3) 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 500,000円

放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。

2. 交付申請等のスケジュール(予定)

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 3月13日(金) 17時 | 申請書(様式)提出✓切(メール) |
| 3月17日(火) | 変更交付申請書(公文)提出✓切(郵送) |
| 3月18日(水) | 都道府県に対して変更交付決定通知依頼書を送付
都道府県から市町村に対して変更交付決定通知書を送付
市町村から都道府県への請求書の提出 |
| 3月24日(火) | 支払計画示達
市町村から都道府県への請求書の提出等の支払い手続き |
| 3月30日(月) | 市町村に対する支払い |

現時点の予定であり、申請状況等により、日程は変更となる可能性があります。

3. 申請手続

- (1) メールでの申請書(様式)提出 3月13日(金)17時✓切
(既存事業分)

今般の新型コロナウイルス感染症防止のための対応等に伴い、既存事業について、既にご提出頂いている、変更交付申請額に変更が生じる場合については、Microsoft Accessを使用した「子ども・子育て支援交付金システム」により作成した都道府県 CSV ファイルをメールにてご提出ください。

既に御提出頂いている変更交付申請額から変更がない市町村分については、御提出の必要はありません。(メールにて変更がない旨御連絡ください。)

(特例措置分)

別途送付する様式 (Excel) に入力のうえ、メールにて御提出ください。

御提出の際は市町村ごとにファイルを分けたうえで、ファイル名を「市町村名」にしてください。

(2) 変更交付申請書 (公文) 提出 3月17日 (火) 〆切 (必着)

郵送が遅れる場合には、日付・文書番号を入力した別紙様式第2及び別紙様式第3をメールにてご提出ください。

既にご提出頂いている変更交付申請書については、今般の新型コロナウイルス感染症防止のための対応等に伴う変更が生じることから、申請を取り下げたうえで、再度ご提出いただく整理となります。別途送付する別紙様式第2及び別紙様式第3に一文記載しています。

なお、既に御提出いただいている変更交付申請額から変更がない市町村については、御提出の必要はありません。

4 . 留意事項

今般の、変更交付申請にあたっては、可能な限り簡素な方法で所要額を見込んでいただくなど、事業者等の過度な負担となることがないように御留意いただくとともに、所用額に不足が生じないように申請してください。

また、学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) に対する追加の財政措置等の、市町村から事業者への支払いに当たっても、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に御配慮いただきますよう、お願いいたします。

【提出先・担当】

内閣府子ども・子育て本部

参事官 (子ども・子育て支援担当) 付事業第1係

TEL : 03-5253-2111 (内線 38456)